

平成28年度 青森市補正予算の概要

(平成28年5月23日専決処分)

平成28年5月

補正予算の内訳

(単位:千円)

【議案第 113 号】

I 青森市国民健康保険事業特別会計補正予算

補正前予算額	36,259,167
今回補正額	250,780
計	36,509,947

◇ 補正の内容 ◇

○繰上充用金 250,780

平成 27 年度国民健康保険事業特別会計において、赤字が見込まれることから、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、平成 28 年度の歳入を繰り上げて、これに充用するもの

歳出 繰上充用金 250,780

歳入 国民健康保険税（滞納繰越分） 250,780

【地方自治法施行令】

（翌年度歳入の繰上充用）

第 166 条の 2 会計年度経過後にいたつて歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに充てることができる。この場合においては、そのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならない。

※繰上充用の手続きについては、行政実例において、会計年度が経過した後、すなわち、翌年度の 4 月 1 日から出納閉鎖期である 5 月 31 日までの間に行うのが原則であるとされているため、5 月 31 日までに繰上充用金の予算措置が必要となる。